

改定前	改定後
<p>(会費)</p> <p>第 17 条</p> <p>1 会費は入会金、期会費、月会費、ビクター料とし、月会費は毎月口座振替により納入するものとする。</p> <p>2 入会金は、入会の際支払うものとし、1人 3,000 円とする。</p> <p>3 期会費、月会費の額は次表のとおりとする。 正選手・準選手（小学生、中学生）月額 10,000 円（兄弟姉妹が在籍する場合 2 人目は 6,000 円、3 人目以降は 1 人 4,000 円とするが、兄弟姉妹が休会した場合は休会者を差し引いた人数での算出とする）</p> <p>6 ゴーリーである選手については、一切クラブからの防具の貸与を受けていない場合に限り、月会費を 6,000 円とする。兄弟姉妹がいる場合は、ゴーリーである選手を 1 人目とし、兄弟姉妹を 2 人目以降として取り扱う。</p>	<p>(会費)</p> <p>第 17 条</p> <p>1 会費は入会金、期会費、月会費、ビクター料とする。会費は口座振替により納入するものとする。年額を一括で振り込む場合には銀行振り込みより納入するものとする。年額一括を振り込み、年途中で退会した場合には、退会した翌月からの会費を返却する。</p> <p>2 入会金は、入会の際支払うものとし、1人 3,000 円とする。アイスホッケー連盟登録料と各手続きの経費とする。</p> <p>3 期会費、月会費の額は次表のとおりとする。 正選手・準選手（小学生、中学生）月額 11,000 円（兄弟姉妹が在籍する場合 2 人目は 7,000 円、3 人目以降は 1 人 5,000 円とするが、兄弟姉妹が休会した場合は休会者を差し引いた人数での算出とする）</p> <p>6 ゴーリーである選手については、一切クラブからの防具の貸与を受けていない場合に限り、月会費を 7,000 円とする。兄弟姉妹がいる場合は、ゴーリーである選手を 1 人目とし、兄弟姉妹を 2 人目以降として取り扱う。</p>
<p>(費用の負担区分)</p> <p>第 18 条</p> <p>1 練習及び大会参加料等の費用は次に定めるものはクラブの負担とする。</p> <p>(1) やまびこスケートの森で行う練習のリンク使用料の全額</p> <p>(2) 年間計画に定められた大会の参加料の全額</p> <p>(3) 監督、コーチの交通費及び宿泊費等の全額</p> <p>(4) 連盟登録費用</p> <p>(5) 練習試合等のリンク使用料（予算の範囲内とする）</p> <p>(6) 代議員の代議員会等出席のための交通費</p>	<p>(費用の負担区分)</p> <p>第 18 条</p> <p>1 練習及び大会参加料等の費用は次に定めるものはクラブの負担とする。</p> <p>(1) やまびこスケートの森で行う練習のリンク使用料の全額</p> <p>(2) 年間計画に定められた大会の参加料の全額</p> <p>(3) 監督、コーチの交通費及び宿泊費等の全額</p> <p>(4) チーム及び監督、コーチの連盟登録費用</p> <p>(5) 練習試合等のリンク使用料（予算の範囲内とする）</p> <p>(6) 代議員の代議員会等出席のための交通費</p>
<p>附 則</p> <p>1 諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則（平成 11 年 4 月 1 日施行）の全部を改正し、平成 21 年 5 月 10 日から施行する。なお、16 条の規定による月会費は 6 月口座振替分から適用する。</p> <p>2 当面の間、第 17 条第 3 項に定める月会費は、毎年その年の 4 月 2 日以降に入部した者で小学校 2 年生以下の者に限り、その年度の 3 月 31 日まで間、月額 7,000 円とする。ただし、兄弟割引がある場合は、低額の方を適用する。</p> <p>3 当面の間、第 17 条第 3 項に定める月会費は、未就学児に限り、小学校入学までの間月額 7,000 円とする。ただし、兄弟割引がある場合は、低額の方を適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則（平成 11 年 4 月 1 日施行）の全部を改正し、平成 21 年 5 月 10 日から施行する。なお、16 条の規定による月会費は 6 月口座振替分から適用する。 諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則（平成 11 年 4 月 1 日施行）の一部を改正し、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。なお、17 条の規定による月会費は 8 月口座振替分から適用する。</p> <p>2 当面の間、第 17 条第 3 項に定める月会費は、毎年その年の 4 月 2 日以降に入部した者で小学校 2 年生以下の者に限り、その年度の 3 月 31 日まで間、月額 8,000 円とする。ただし、兄弟割引がある場合は、低額の方を適用する。</p> <p>3 当面の間、第 17 条第 3 項に定める月会費は、未就学児に限り、小学校入学までの間月額 8,000 円とする。ただし、兄弟割引がある場合は、低額の方を適用する。</p>